

資料 5
R7.7.29 第1回 日本版包装前面栄養表示に 関する検討会

日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）

令和 7 年●月
消費者庁食品表示課

目次

- 1 背景
- 2 目的
- 3 定義
- 4 ガイドラインの範囲
- 5 基本的な表示方法
 - (1) 様式
 - (2) 食品単位
 - (3) 栄養成分等の量
 - (4) 栄養素等表示基準値に占める当該量の割合
 - (5) 表示位置
 - (6) 様式に用いる文字
 - (7) 様式に用いる色
 - (8) 日本版包装前面栄養表示の例
- 6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い
 - (1) 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲
 - (2) 摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する際の留意点
- 7 その他

<参考情報> 日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関する Q&A

1 背景

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項において、その基本理念は「販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法（昭和 43 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない。」と示されている。これを踏まえて、2015（平成 27）年から容器包装に入れられた一般用加工食品及び添加物には、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に基づき、栄養成分の量及び熱量の表示（以下「栄養成分表示」という。）が義務付けられ、栄養成分表示は消費者のふだんの食生活において活用されている。

一方で、消費者庁が実施した「令和 4 年度食品表示に関する消費者意向調査」では、食品に栄養成分表示がされていることを知っている者の割合は約 7 割にとどまっている。また、知っていると回答した者の中で、ふだんの食生活で栄養成分表示を参考にしていない者の割合は約 4 割となっており、消費者が栄養成分表示を一層利活用しやすくする取組が求められている。

現在の栄養成分表示は、食塩相当量の少ない食品を比較できることなどにおいて役立っているものの、消費者に適切な食品の選択を促す食環境づくりの観点から適正体重の維持、食塩摂取量の減少等の取組を一層促すためには、消費者自身が 1 日に必要な栄養成分等の量の目安を把握した上で、栄養成分表示をより利活用できるようにすることが必要となる。

そうした中、2024（令和 6）年度に健康日本 21（第三次）が開始され、健康・栄養政策において、健康的で持続可能な食環境づくりが推進されている。これを好機として、栄養成分表示等を通して、消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりを後押しすべきタイミングを迎えている。また、望ましい栄養・食生活の形成に対する関心の高まりから、諸外国では、栄養成分表示に加え、包装前面に栄養に関して分かりやすく消費者に訴求する表示を導入する動きが活発化している。このような動向を背景に、WHO 及びコーデックス委員会はそれぞれ包装前面栄養表示ガイドラインを公表している。これらのガイドラインでは、包装前面栄養表示は健康・栄養政策に沿ったものであるべきであること及び各国で政府が推奨する包装前面栄養表示は一つだけであるべきことが規定されている。

2 目的

本ガイドラインでは、食品関連事業者等が一般用加工食品に包装前面栄養表示を導入するための一般的な取扱いやその望ましい在り方を示す。本ガイドラインを参考とした包装前面栄養表示の取組を通じて、更なる栄養成分表示の活用につながるとともに、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することが期待される。

なお、日本版包装前面栄養表示ガイドラインは、食品表示基準に位置付けないガイドラインである。

3 定義

日本版包装前面栄養表示は、食品の容器包装の前面等の消費者が見つけやすい箇所に、消費者庁が示す様式を用いて表示する取組である。本取組は、当該食品の熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量に加え、栄養素等表示基準値に占める当該量の割合を表示するものである。

日本版包装前面栄養表示の対象となる栄養成分等は、我が国の健康・栄養政策である健康日本 21（第三次）における栄養・食生活の目標に関連するものとしている。熱量及びエネルギー産生栄養素であるたんぱく質、脂質及び炭水化物の量は、消費者の適正な体重の維持に資する情報であり、肥満、若年女性のやせ及び低栄養傾向の高齢者の減少に貢献し得る可能性がある。また、食塩相当量は食塩摂取量の減少に資する情報である。

4 ガイドラインの範囲

日本版包装前面栄養表示を適用する範囲については、容器包装に入れられた一般用加工食品であって、当該食品の食品単位として1食分の量が適切に設定できるものを想定している。この場合の1食分の量は、通常、人が当該食品を1回に摂取する量として、食品関連事業者等が定めた量とする。

日本版包装前面栄養表示は、日本人の食事摂取基準（2025年版）の18歳以上の成人の推奨量等を基にした栄養素等表示基準値を用いることから、例えば、18歳未満のこども向けに製品設計されている食品において、日本版包装前面栄養表示を導入する際には留意が必要である。また、コーデックス委員会の包装前

面栄養表示ガイドラインにおいて対象外として位置付けられている食品を参考にし、健康増進法における特別用途食品のうち病者用食品及び乳児用調製乳並びに酒税法における酒類については、日本版包装前面栄養表示においても範囲外とする。

5 基本的な表示方法

(1) 様式

消費者庁が示す日本版包装前面栄養表示に用いる様式は、図1のとおりである。本様式は、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量の文字並びにそれぞれの数字を記載する枠内に加え、枠外上段「1食分(〇〇)当たり」及び枠外下段「%は1日の摂取目安に対する割合」の文言で構成している。当該様式を参考にして、食品の容器包装の前面等の消費者がを見つけやすい箇所に表示する。

1食分(1袋)当たり				
エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
92kcal	3.5g	1.4g	16.5g	2.6g
4%	6%	2%	5%	35%
%は1日の摂取目安に対する割合				

図1. 消費者庁が示す日本版包装前面栄養表示に用いる様式

(2) 食品単位

日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位の設定については、当該食品の1食分とし、当該1食分の量(例:〇本、〇袋などの個数又は〇gなどの重量等)を併せて表示する。

なお、当該1食分の量については、消費者が当該表示を利活用しやすい食品単位となるように、〇本、〇袋などの個数とすることが望ましい。食品単位については、栄養成分表示と一致させることが望ましいが、困難な場合は、少なくとも日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位については、当該食品の1食分とする。

また、食品単位については、横向きの場合は、日本版包装前面栄養表示の様式の左上に表示することを原則とするが、困難な場合は、同様式の近接した箇所に表示する。この場合においても、日本版包装前面栄養表示の様式と食品単位は必

ず容器包装上の同一面に表示する。

(3) 栄養成分等の量

日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量については、栄養成分表示と同様に販売される状態における可食部分の栄養成分等の量を表示し、栄養成分表示の値と一致させることが望ましい。ただし、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品については、日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量を摂取時の状態における栄養成分等の量とすることが可能である。この場合の考え方については、「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い」を参照すること。

(4) 栄養素等表示基準値に占める当該量の割合

栄養素等表示基準値は、日本人の食事摂取基準（2025 年版）の 18 歳以上の成人の推奨量等の性・年齢別の値を人口に基づき加重平均した値であり、1 日当たりの栄養素等摂取量の目安である。当該基準値は、食品表示基準別表第 10 に規定されており、エネルギー 2,200kcal、たんぱく質 85 g、脂質 70 g、炭水化物 320 g、食塩相当量 7.0 g である。

栄養素等表示基準値に占める当該量の割合は、前述の「(3) 栄養成分等の量」において算出した栄養成分等の量を栄養素等表示基準値で除した値である。

栄養素等表示基準値に占める当該量の割合（％）

$$= \left[\text{「(3) 栄養成分等の量」において算出した当該栄養成分の量} \right] \div \left[\text{当該栄養成分の栄養素等表示基準値} \right] \times 100$$

なお、日本版包装前面栄養表示における栄養素等表示基準値に占める当該量の割合の表示方法については、消費者への視認性確保の観点等から、小数点第一位を四捨五入して整数で表示する。ただし、四捨五入して栄養素等表示基準値に占める割合が 0 % となる場合は、「< 1 %」や「1 % 未満」と表示することが望ましい。

(5) 表示位置

日本版包装前面栄養表示の表示位置は、食品の容器包装の前面であり、主要面（通常、商品名が記載されている面）を原則とする。ただし、容器包装の前面が明らかでないものやスーパーマーケット等で食品を陳列した状態において容器

包装の前面が見えにくくなることが想定されるものについては、消費者が食品を選択する際に、容器包装の見つけやすい箇所に表示する。

(6) 様式に用いる文字

日本版包装前面栄養表示は、栄養強調表示に該当しないが、視覚的に目立たせた表示である。そのため、ある一つの栄養成分等の名称や量の文字の大きさを他の栄養成分等と比較して大きくするなどの表示は適切でない。日本版包装前面栄養表示に用いる文字の大きさ及びフォントは統一して表示すること。

日本版包装前面栄養表示の様式に用いる文字については、日本産業規格 Z8305 (1962) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字であることが望ましい。ただし、表示可能面積がおおむね 150cm² 以下のものにあっては、日本産業規格 Z8305 (1962) に規定する 5.5 ポイント以上であることが望ましい。

(7) 様式に用いる色

日本版包装前面栄養表示は、栄養強調表示に該当しないが、視覚的に目立たせた表示である。そのため、ある一つの栄養成分等の名称や量の色を他の栄養成分等と異なる色にすることなどの表示は適切でない。日本版包装前面栄養表示の様式に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色であって、単色で表示すること。

(8) 日本版包装前面栄養表示の例

日本版包装前面栄養表示の例を以下に示す。

なお、ペットボトルなどの縦長の容器包装においては、消費者における日本版包装前面栄養表示の利活用のしやすさの観点から、日本版包装前面栄養表示を縦向きに表示することが可能である。

179 例：横向き

1食分(1袋)当たり

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
92kcal	3.5g	1.4g	16.5g	2.6g
4%	6%	2%	5%	35%

%は1日の摂取目安に対する割合

例：縦向き

1食分(1袋)当たり

エネルギー	92 kcal
4%	
たんぱく質	3.5g
6%	
脂質	1.4g
2%	
炭水化物	16.5g
5%	
食塩相当量	2.6g
35%	

%は1日の摂取目安に対する割合

図2. 日本版包装前面栄養表示の例

6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い

(1) 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲

販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲は、次のとおりである。

- ・ 水で抽出するもの（例：茶葉、コーヒー豆等）
- ・ 水で希釈するもの（例：濃縮ドリンク等）
- ・ 水で塩抜きするもの（例：塩蔵わかめ、塩蔵くらげ等）
- ・ 湯切りするもの（例：カップ焼きそば、生麺等）
- ・ 一般的に牛乳等の単品を加え、調理を伴わないもの（例：ココア、シリアル等）

これらの食品については、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示することが望ましい。この場合は、日本版包装前面栄養表示における栄養成分等の量の算出根拠が消費者等に合理的に説明できるよう、根拠となる資料を保管すること。

(2) 摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する際の留意点

摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する場合は、消費者が摂取時の状態における表示であることを認識できるよう、以下の点に留意すること。

- ・ 摂取時の状態であることが分かる食品単位を表示する。
- ・ 調理に用いる食品の種類やその量が分かるよう調理方法を表示する。

なお、調理に用いる食品の種類やその量が分かる調理方法については、日本版包装前面栄養表示の様式の近接した箇所に表示することを原則とする。

7 その他

消費者庁が 2024（令和 6）年度に実施した「加工食品における栄養成分等の表示実態調査」において、栄養成分等を容器包装の前面に表示している食品は、調査対象の食品のうち約 16%であった。これらの食品関連事業者等の自主的な取組は、消費者の食品へのアクセスや情報へのアクセスを向上するものであると考えられる。したがって、食環境づくりを推進する観点から、食品関連事業者等の自主的な取組については当面の間、維持できることとするが、食品関連事業者等においては、本ガイドラインを参考にした取組を積極的に推進することが期待される。

2024（令和 6）年度に健康日本 21（第三次）が開始され、健康・栄養政策において、健康的で持続可能な食環境づくりが推進されている。本ガイドラインは食品表示基準に位置付けないガイドラインではあるものの、本ガイドラインを参考にした取組は、栄養成分表示を一層利活用しやすくするための取組の一つであり、地方公共団体における消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりの一助になると考える。そのため、地方公共団体においては、食品関連事業者等の日本版包装前面栄養表示の導入及び消費者の利活用を推進することが期待される。

消費者庁においては、我が国における健康・栄養政策の動向、諸外国等における包装前面栄養表示の法的な位置付け等を注視しつつ、日本版包装前面栄養表示が健康・栄養政策に即している内容であるかを定期的に確認していく。また、食品関連事業者等の取組実態等や消費者の日本版包装前面栄養表示の利活用の実態の把握に努め、消費者や食品関連事業者等の双方にとって、分かりにくい考え方等がある場合には、迅速かつ柔軟に本ガイドラインの見直しの可否を検討する。さらに、将来的に、消費者が食品関連事業者等の自主的な取組を栄養強調表示と誤認する等、混乱が生じる場合は、日本版包装前面栄養表示を食品表示基準に位置付けることや栄養強調表示の取扱いを整理することなど、規制的な措置の必要性を含め見直しの可否を検討する。

238 <参考情報> 日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関する Q&A

239
240 問 1 日本版包装前面栄養表示を導入した食品においては、栄養成分表示を省略する
241 ことはできますか。

242
243 答 1 栄養成分表示は、食品表示基準に位置付けられた義務表示事項であるため、省
244 略することはできません。

245 なお、WHO やコーデックス委員会の包装前面栄養表示ガイドラインにおいて
246 も、包装前面栄養表示は栄養成分表示に加えて表示するものであるとされていま
247 す。

248
249
250 問 2 こども向けに製品設計されている食品において日本版包装前面栄養表示を導入
251 する場合は、どのようなことに留意すべきですか。

252
253 答 2 日本版包装前面栄養表示に活用されている栄養素等表示基準値は、18 歳以上
254 の成人における日本人の食事摂取基準（2025 年版）の推奨量等から算出された
255 値です。したがって、18 歳未満のこども向けに製品設計されている食品におい
256 て、日本版包装前面栄養表示を導入する場合、栄養素等表示基準値に占める割合
257 は、18 歳以上の成人の摂取目安である旨を様式の近接した箇所に表示するなど
258 の工夫が必要です。

259
260
261 問 3 なぜ特別用途食品（特定保健用食品を除く。）の病者用食品及び乳児用調製乳
262 が日本版包装前面栄養表示の範囲外となっているのですか。

263
264 答 3 日本版包装前面栄養表示に用いる栄養素等表示基準値は、18 歳以上の成人に
265 おける日本人の食事摂取基準（2025 年版）の推奨量等から算出された値です。し
266 たがって、特別用途食品の対象である病者や乳児においては、1 日当たりの栄養
267 素等の摂取目安が栄養素等表示基準値と異なります。また、当該年齢区分の消費
268 者においては、摂取目安の個人差も大きいことから、日本版包装前面栄養表示の
269 範囲外としています。

270
271
272 問 4 なぜ酒類が日本版包装前面栄養表示の範囲外となっているのですか。

273
274 答 4 WHO 及びコーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドラインにおい

275 ては、包装前面栄養表示は健康・栄養政策に沿ったものであること及び酒類は範
276 囲外であることが示されています。また、飲酒については、健康日本 21 (第三次)
277 において、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少」、「20 歳未
278 満の者の飲酒をなくす」等の目標が掲げられていることから、健康・栄養政策
279 に適した食品ではないため範囲外としています。

280
281
282 問 5 日本版包装前面栄養表示の対象になっていない栄養成分を追加する場合は、ど
283 のようにすればよいですか。

284
285 答 5 日本版包装前面栄養表示の様式に定める熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及
286 び食塩相当量の五つの項目を表示した上で、更に栄養成分を追加する場合は、消
287 費者が栄養強調表示と誤認しないようにすることや、五つの項目の視認性が低下
288 しないよう配慮が必要です。

289
290
291 問 6 「5 (2) 食品単位」において、栄養成分表示に用いる食品単位と一致させる
292 ことが困難であると判断したものについて留意する事項はありますか。

293
294 答 6 「5 (2) 食品単位」において、栄養成分表示に用いる食品単位と一致させる
295 ことが困難であると判断したものについては、日本版包装前面栄養表示に用いる
296 食品単位に対応した栄養成分等の量を新たに算出することになります。この場合
297 は、日本版包装前面栄養表示における栄養成分等の量の算出根拠について、消費
298 者等に合理的に説明できるよう、根拠となる資料を保管する必要があります。

299
300
301 問 7 日本版包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量が、合理的な推定によって得
302 られた値である場合は、日本版包装前面栄養表示の様式の近接した箇所に「推定
303 値」と表示する必要がありますか。

304
305 答 7 日本版包装前面栄養表示においては、消費者への視認性確保の観点から、「推
306 定値」や「この表示値は、目安です。」を表示する必要はありません。

307
308
309 問 8 栄養成分表示が上限値及び下限値による表示の場合は、日本版包装前面栄養表
310 示に用いる栄養成分等の量については、栄養成分表示の表示値と一致させること
311 が望ましいとの観点から、一定の値ではなく、下限値及び上限値で表示しなけれ

ばありませんか。

答 8 消費者への視認性確保の観点から、日本版包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量は、下限値及び上限値ではなく、一定の値で表示することが望ましいです。例えば、栄養成分表示における下限値及び上限値の中央値等を用いることが考えられます。

問 9 日本版包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量の最小表示の位や 0 と表示できる量を定めていますか。

答 9 本ガイドラインにおいては、最小表示の位や 0 と表示できる量は定めていませんが、日本版包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量は、栄養成分表示と一致させることが望ましいです。ただし、消費者への視認性確保の観点等から、食品単位当たりでエネルギーにおいては 1 kcal 未満、たんぱく質、脂質及び炭水化物においては 1 g 未満、食塩相当量においては 0.1 g 未満となる場合は、その栄養成分等の量について以下の例のように表示することが可能です。

例：< 1 kcal、< 1 g、< 0.1g、1 kcal 未満、1 g 未満、0.1g 未満

問 10 本ガイドラインで摂取時の状態における栄養成分等の量での表示が想定されていない食品において、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示することは可能ですか。

答 10 本ガイドラインで摂取時の状態における栄養成分等の量での表示を想定していない食品においては、摂取時ではなく、販売時の状態における栄養成分等の量を表示することが望ましいです。

問 11 シリーズ製品の一部に日本版包装前面栄養表示を導入することは可能ですか。シリーズ製品に日本版包装前面栄養表示を導入したい場合、全ての同シリーズ製品に導入する必要はありますか。

答 11 本ガイドラインは導入の方法を強制するものではありません。容器包装の切替え等のタイミングを踏まえ、実行可能な食品において日本版包装前面栄養表示の導入を検討ください。

349 問 12 容器包装以外で、例えば、栄養成分表示の義務が課せられていない外食におけ
350 るメニュー表や EC サイトなどにおいて、日本版包装前面栄養表示の様式を使用
351 することは可能ですか。
352
353 答 12 可能です。